

学校において予防すべき感染症に罹患した場合

医療機関にて学校保健安全法に基づく「学校において予防すべき感染症」と診断された場合は、下表の出席停止期間の基準に従って登校できません。また学校所定の意見書（保健様式1）の提出が必要となります（保健様式1の内容を含む医師の診断書でも可）。

※インフルエンザと新型コロナウイルス感染症については医師の意見書は必要ありませんが、保護者記入による罹患報告書を提出してください。なお、考査期間中の場合のみ罹患したことがわかる書類（検査結果、処方薬の説明書、診療報酬明細書等のいずれか）のコピーを添付してください。

種類	病名	出席停止期間の基準
第一種	(注) 参照	治癒するまで
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)	発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後三日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん(三日はしか)	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが、かさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後二日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで
	結核	病状により学校医、その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医、その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医、その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

(注) エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)及び特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号イにおいて同じ。)

学校感染症等に係る登校に関する意見書

下記の生徒は、学校保健安全法に基づく疾病により療養中でありましたが、主要症状が消退し、感染のおそれなくなったので登校が可能であると判断しました。

大阪府立牧野高等学校

年 組 番 生徒名

病 名	1. 百日咳 2. 麻疹 3. 流行性耳下腺炎 4. 風疹 5. 水痘 6. 咽頭結膜熱 7. 結核 8. 髄膜炎菌性髄膜炎 9. その他 ()
登校を控えることが 必要な期間	年 月 日 から 年 月 日 まで の 日間
その他特記事項	

年 月 日

医療機関名

医 師 名

印